

基金情報

No. 62

平成19年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成18年度・主要事業概況

事項	2月末数	対前月増減数	事項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	245	-1	年金掛金	調定額(円) 1,729,566,350	
加入員数(人)	男子	5,344	0	収納額(円) 1,718,531,964	
	女子	2,242	-24	収納率 99.36%	
	計	7,586	-24	事務費掛金調定額(円) 71,885,580	
平均標準給与月額(円)	男子	344,998	-773	資産運用	信託資産額(時価) 366億1,279万円
	女子	226,386	-353		修正総合利回り 6.50%
	計	309,943	-384		ベンチマーク差 1.57%
受給者数(人)	5,512	-108	慶弔金の支給件数・金額	83件137万円	
平均年金額(円)	474,803	9,456	年金相談件数	792件	

任期満了による選挙会の開催

平成19年5月31日任期満了による代議員・理事などの選挙会を次のとおり実施いたします。なお、選挙については、立候補者が定員を超えない場合は、無投票となります。

【互選代議員の選挙】 加入員のうちから15名選出

4月16日	選挙公示 立候補届受付開始
5月1日	立候補届締切
5月10日	選挙会開催

※互選代議員の立候補については、20名以上の推薦が必要となります。立候補される方は、当基金までご連絡ください。

【選定代議員の選出】 事業主の委任により15名選定。

4月10日	選定委任状発送 ※4月25日提出期限
5月10日	選定代議員決定

※選定は、当基金の設立母体である東部硝子工業会会長および当基金の理事長が各事業主からの同意(委任)を得て実施します。

【理事の選挙】 5月10日決定した選定・互選代議員のうちからそれぞれ7名選出。

5月16日	理事選挙会開催
-------	---------

【理事長の選挙】 5月16日決定した選定理事から選出。

5月23日	理事長選挙会開催
-------	----------

【監事の選挙】 選定・互選代議員の中から各1名選出。

6月4日	監事選挙会(代議員会)
------	-------------

4月の事業予定

中旬 政府負担金実績報告及び業務報告書の提出
下旬 運用実績報告のヒヤリング

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

平成19年4月施行法律改正に伴う当基金の対応

平成19年4月1日に施行された法律改正に伴う当基金の対応について、平成19年2月19日開催の第87回代議員会において審議され、3月27日厚生労働大臣あて認可申請を行いました。規約変更の概要は次のとおりです。

1. 離婚時の年金分割

- 当基金においても、国と同様に離婚時の年金分割制度を導入します。
- 国の厚生年金の分割により国の厚生年金が減額された場合は、基金からの年金も同様に減額となります。
- 基金のプラスアルファ部分は離婚分割の対象にはなりません。
- 離婚分割の第1号改定者が当基金の加入員又は年金(待期者)受給権者の場合は、社会保険庁から基金宛に改定割合の通知が届きます。当基金では、厚生年金の代行部分を、その割合に応じて減額改定いたします。また、同時に当事者(第1号改定者)へ減額改定する旨の通知をしたうえで減額分の年金原資(現価相当額)を社会保険庁に移換します。これによって、第2号改定者(分割を受ける方)が、国から厚生年金として受給します。
※離婚時の年金分割の請求は社会保険事務所でいきます。当基金での手続きは必要ありません。

2. 年金の支給繰下げ

- 当基金においても、国と同様に年金の支給繰下げ制度を導入します。国の老齢厚生年金を繰下げの場合は、同様に基金の年金の支給繰下げを行う必要があります。
- 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げ開始から終了までの間は、年金の支給は停止されます。
- 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げによる増額分(代行部分およびプラスアルファ部分)が基金の年金に加算されます。加算額は、国と同様に政令で定められた乗率(1月当たり0.7%、繰下げ期間(上限60月))により算出します。
- 国の老齢厚生年金の繰下げを開始(原則65歳時点)する時点および国の老齢厚生年金の繰下げを終了する時点で、基金あて届出する必要があります。届出がない場合は、停止すべき分が過払いとなり、返還いただくこととなります。
※基金の繰下げは、老齢厚生年金を繰下げた場合に行われるもので、老齢基礎年金だけの繰下げの場合、繰下げできません。

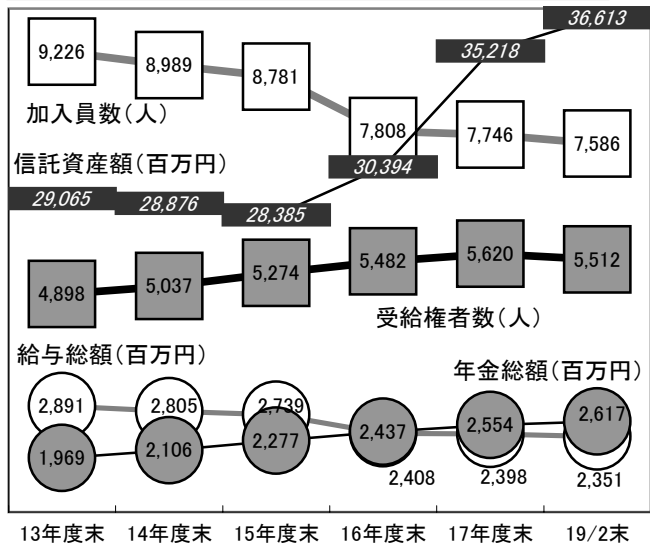
3. 70歳以上の方の在職支給停止

- 当基金においても、国と同様に70歳以上の方の在職支給停止制度を導入します。当基金の支給停止対象となる方は、70歳以上で当基金の加入事業所に勤務されている方です。(平成14年4月以前に当基金の年金の受給権を取得されている方(原則として、昭和17年4月1日以前生まれ)は、支給停止の対象とはなりません。)
- 70歳以上の方の在職支給停止は、代行部分のみで、プラスアルファ部分は停止しません。
(裏面にっづく)

4. 受給者の申し出による年金支給停止

- 当基金においても、国と同様に受給者の申し出による年金支給停止制度を導入します。国の老齢厚生年金について支給停止の申出をした方は、基金の年金(代行部分・プラスアルファ部分)の支給停止を申出することができます。
- 当基金の年金を支給停止する時点および解除する時点で、基金宛届出する必要があります。
- 国同様、支給停止の申出による増額はありません。

主要事業の推移



基金関連・動向と状況

パートの厚年適用、学生、中小は対象外に

厚パートへの厚生年金適用をめぐるっては、保険料負担の増加を嫌う業界団体やパート主婦らが反対、参議院選挙への悪影響の懸念から自民党内で異論がでていました。

厚労省の原案は①週の所定労働時間が20時間以上②賃金水準が9万8千円以上③勤務期間が1年以上のパートを対象とし、従業員数300人以下の中小企業については、激変緩和のため適用を当面猶予するというものでした。自民・公明両党では業界などに配慮し、関係団体などのヒヤリングを行い、要望を踏まえたうえで、原案を次のように修正しました。

1. 適用基準については、法律に明記する。
2. 対象となる賃金にはボーナスや残業代を含まない。
3. 繁忙期にパートが就業調整する。
4. 学生については、適用を免除する。
5. 中小企業に対する適用免除期間を別途法律で定める。
6. 事業主の適用逃れの防止のため、ガイドラインを作成して公正な事務手続きを促す。

与党では、この修正案を合意し、これを受け政府は、被用者年金の一元化法案と合わせた関連法案を4月6日閣議決定し、平成21年9月施行をめざし、今通常国会に提出されました。

しかし、今国会では、社会保険庁改革関連法案を優先して成立させる方針で、参議院選もあり会期延長ができない状況をふまえると、今国会での成立はむずかしい状況となっています。

設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業所削除	野田瑛瑯(株)	脱退	H19.2.19
事業主変更	石井硝子(株)	石井 慎子	H19.1.26
事業主変更	(資)浅賀硝子工業所	浅賀 和世	H18.12.19

基金用語

【 厚生年金基金 】

昭和41(1966)年に発足し、わが国の企業年金制度の中核をなしています。具体的には、厚生年金の一部を国に代わって支給する(代行部分)とともに、企業の実情に合わせて上乘せ給付を行う(プラスアルファ部分)ことで、従業員により手厚い老後所得を保障しています。事業主が負担する掛金は全額損金として扱われ、加入員が負担する掛金は社会保険料控除の対象となるなど、公的年金と同様の税制上の優遇措置が認められています。

算定基礎届等事前調査にご協力方 お願いいたします

当基金における算定基礎届の提出にあたっては、手書きもしくは自社等のコンピュータ、パソコンにて作成していただいておりますが、従前より事業所での事務軽減を図るため、手書きにて算定基礎届を作成される事業所に対し、氏名・生年月日・現在の等級などが印字済みの用紙を配布しています。

また、基本情報(加入員番号・氏名・生年月日等)を登録したフロッピー・ディスクを配付し、給与データを入力していただいたエクセルを当方に提出いただければ、紙ベースもしくは社会保険事務所・健康保険組合に提出するフロッピー・ディスクを作成しています。

つきましては、事前に算定基礎届等の作成方法等について希望をお聞きしたいので、5月18日までに調査票を提出いただきますようお願いいたします。

年金資産の運用状況 修正総合利回り

<平成18年度>

